

# 大規模災害に備えて

# 東海

No.3090

14.10.31

国土交通労働組合  
東海建設支部  
教育宣伝部

賃金センターに  
ご協力ください

一〇月に六日、静岡市西部生涯学習センターにおいて、静岡県生公連第三回総会が三五名の仲間の参加で開催されました。

総会では、一年間の活動報告と今後の活動方針、新役員の選出が満場一致で確認され、総会後には、地整の『出前講座』を活用して、『大規模災害に備えて』と題して、講演を行いました。

## 愛知・岐阜県生公連と 経験交流もしていきたい

第三回総会では、一年間の活動を振り返り、生公連の活動を集約で、独自の要請書を作成し、署名協力依頼を実施、又、地元国会議員への紹介議員要請を生公連



講演いただいた 國村防災課長

として取り組んだ経験を報告。残念ながら、審議未了となってしまうりましたが、来年度も今年の経験を活かして積極的に取り組むことが確認されました。

活動方針では、愛知・岐阜県生公連との経験交流の場を持つこと、出先機関廃止に反対し、必要な人員配置を優先させることを目指しつつ、発注者責任で建設労働者の賃金・単価、労働条件を改善できるように運動を強化することを確認しました。

又、組織強化のため、国・県・自治体、地域住民、民間業者との交流懇談の場を設けること。全建総連等に正式加盟の訴えを行うことを確認しました。



## 大規模災害に備えて 事前の準備と連携を

総会後には、地整の出前講座を活用して、地整の國村防災課長から『大規模災害に備えて』と題して、講演をいただきました。

近年の異常気象による災害が多発し、対応に追われる現状で、国土交通省の役割と住民の皆さんの心構えや地域コミュニティの重要性を強調されました。

特に、豪雨の状況は一〇年単位で激しくなり、集中的に降雨が集中する状況や、静岡県の災害に対する姿勢も紹介しつつ、講演していたいただきました。参加者からは『具体的でわかりやすかった』と好評でした。

### 静岡県生公連14年度幹事会名簿

議長	長	岩本	年正	国公管ユニオン
副議長	務局長	落合	綱三	国交労組
幹事	幹事	高橋	立頭	県交労ダンプ支部
幹事	幹事	里	秀夫	国交労組
幹事	幹事	大塚	功二	県国公
会計	監査	村松	大司	建交労建設支部
				県交労ダンプ支部

講演の後に行われたパネルディスカッションでは、国交省職員、ダンプ運転手、国家公務員、建設職人として、大規模災害時にどのような役割を果たせるのか？あるいは、どうあるべきか？の意見交換も行われ、会場からは、『被災地の自治体によっては、情報発信力に差があり、ボランティアの派遣状況も大きく違う』との課題も報告され、国民の安心・安全を守るための取り組みとしての生公連活動に期待も寄せられました。

## 第4回口頭弁論からは大法院に

# 社保庁不当解雇撤回の取組み



柴田幸正 弁護士

の間に一定の関係(民間で言うところの雇用関係)を築いているのだから、国すなわち政府が免職の回避に向けて責任

を負うべきなのは当然  
いられる「解雇回避努力義務」というハードルは、使用者だからこそ課せられるものだから、国家公務員に置き換えれば、使用者である国すなわち政府が分限免職回避努力義務を負うことは当然

これ以上、このような不当な主張をさせないためにも、晴山教授の意見書を後盾にして主張を進めて参りたいと思います。

国すなわち政府が分限免職を回避するために全然努力しなかった、それは裁量権の逸脱ではないか、ということ等を、当時の状況などを踏まえて主張しているところ

そのように、分限免職回避努力義務を不当に狭めようとする主張を絶対に認めようわけにはいきません。そこで、我々は、この点について被告の立場を厳しく批判している、専修大学法科大学院の晴山教授の意見書を踏まえ、以下のとおり主張することにします。

(一) 国家公務員は、国との間で一定の関係(民間で言うところの雇用関係)を築いているのだから、国すなわち政府が免職の回避に向けて責任を負うべきなのは当然  
(二) 民間の整理解雇で用いられる「解雇回避努力義務」というハードルは、使用者だからこそ課せられるものだから、国家公務員に置き換えれば、使用者である国すなわち政府が分限免職回避努力義務を負うことは当然  
(三) 公務員の身分保障が法の定めた大前提であることや、社会保障庁解体という政策が政府の決定によることなどを踏まえても、国すなわち政府こそが分限免職回避努力義務を負うことが考えられない

る社会保障庁の職員に押しつけようとして、政府の責任を回避しようとしています。

もご存じのとおり、「国」が被告になっています。そして、我々弁護士は、国すなわち政府が分限免職を回避するために全然努力しなかった、それは裁量権の逸脱ではないか、ということ等を、当時の状況などを踏まえて主張しているところ

ろです。ところが、被告である国は、分限免職処分を行った主体が当時の愛知社会保険事務局長である、ということとを捉えて、分限免職を回避するための努力も社会保険事務局長ができる範囲でよい、国による取組などは分限免職処分の適法性とは関係ない、などと主張しているのです。

を  
いられる「解雇回避努力義務」というハードルは、使用者だからこそ課せられるものだから、国家公務員に置き換えれば、使用者である国すなわち政府が分限免職回避努力義務を負うことは当然

### 被告(国)主張へ反論 担当弁護士から解説

社会保険庁を「分限免職」された元社保庁職員が名古屋地裁に「解雇不当」の裁判を闘っています。これまでに三回の口頭弁論が行われいずれも傍聴席がいっぱいになるなど、関心の強さを表し、次回の口頭弁論から大法院で行われることとなりました。多くの仲間の傍聴と、職場での名古屋地裁宛署名の取組みに積極的に結集されることを訴えます。



### 裁判傍聴への参加要請

大法院を埋め尽くし、再弁への関心の高さを示そう

第4回口頭弁論 11月 5日(水) 11時から(10時40分集合)

第5回口頭弁論 12月24日(水) 11時から(10時40分集合)

○ 名古屋地裁 大法院(1階)

○ 裁判終了後、11時30分から報告集会(弁護士会館)

各分会「名古屋地裁宛要請署名」の集約をお願いします。